

【第 1 問 解 説】

①	遺骨や遺灰は必ず埋葬(土中に埋める)しなければならないとは決められていません。骨壺を家庭で保管していても違法ではありませんので、手元供養はOKです。	×
②	遺言がない場合は、相続は配偶者のほかにはまず子どもが対象ですが、先に亡くなっている場合は孫、ひ孫と永久に代わりに相続します。兄弟となった場合は甥姪までが対象です。	×
③	近年、生前に家族や親しい人たちにお礼をしておきたい、一つのけじめをつけておきたいという方が「生前葬」を行うようになってきました。	○
④	相続税上の基礎控除額は、3,000万円プラス法定相続人の数×600万円です。計算上、配偶者や子どもなどに差はありません。	×
⑤	遺言では、葬儀のしかたなどは指定できないのでエンディングノートを活用したり、事前に自らの意向を話しておくといいでしょう。	○
⑥	エンディングノートは家族や親しい友人たちに伝えたいことを綴るメッセージを形にしたものです。人それぞれの思いを書き残しましょう。	○
⑦	2017年の国の調査によると、65歳以上の一人暮らし世帯は約627万世帯で、そのうち女性は67.4%、約3分の2となっています。	×
⑧	死亡届は、故人の死亡を知った日を含めて7日以内に、故人が死亡した場所、故人の本籍地、届出人の住所地いずれかの市町村役場に提出しなければならないとされています。	×
⑨	2016年の国の調査によると、神社は81,158、お寺は77,256。歯医者(歯科医院)は68,791軒です。ちなみにコンビニは55,463店舗となっていました。	○
⑩	一般に「年間管理料」とは、墓地の公共部分を維持管理していくための費用に充てられますので、個人の墓はその使用者が清掃を行うのが基本です。	×
⑪	令和2年4月時点で、市全体の高齢化率(65歳以上の比率)は23.8%。和田地区が32.3%、桜丘地区28.8%、福田南地区28.0%となっています。最も低い中央林間地区は18.6%です。	○
⑫	子どもを含む法定相続人は、相続したくない場合、原則3か月以内に手続きすれば相続を一切放棄することができます。	×